

徳島県教育委員会規則第三号

徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

徳島県教育委員会

教育長 美 馬 持 仁

徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年徳島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第四条」を「第四条第一項及び第二項」に改め、「人事委員会規則第三条の通勤届に係る」を削り、「月額」を「額」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。